

◇初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 医師及び歯科医師に対して支給する初任給調整手当の額を改定することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年11月28日）から施行し、令和7年4月1日から適用することにしました。

(総務局人事部給与課)